

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 当施設は、長期療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護等の世話、機能訓練、及び必要な医療を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったより良いサービスの提供に努める。更に地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他のサービス提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 指定介護療養型施設 富士小山病院
- (2) 所在地 静岡県駿東郡小山町用沢437-1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(医師)
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 6人以上
入院患者に対して、療養及び健康管理上の指導を行う。
- (3) 薬剤師 2人以上
入院患者に対して、調剤、服薬指導等を行う。
- (4) 看護職員 10人以上
入院患者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (5) 介護職員 10人以上
入院患者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) (管理) 栄養士 1人以上
食事の献立作業、栄養計算、入院患者に対する栄養指導を行う。
- (7) 理学療法士及び作業療法士 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上
施設サービス計画の作成等を行う。

第3章 入院患者の定員

(入院患者の定員)

第5条 施設の入院患者の定員は60人。

(定員の順守)

第6条 災害などやむを得ない場合を除き、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させない。

第4章 入院患者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入院申し込み者又はその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第8条 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

(入退院)

第9条 長期に渡って療養が必要な要介護者で、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 入院を待っている申込者がいる場合には、入院して指定介護療養サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入院させるよう努める。
- 3 適切なサービスが提供されるために患者の入院に際しては、心身の状況、病歴、生活歴、家族の状況等の把握に努める。
- 4 患者の入院に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 適時、療養に必要性を判断し、医学的な入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し退院の指示を行う。
- 6 患者の退院に際しては、その患者又は家族に対し適切な指導を行うとともに、退院後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るように努める。
- 7 入院患者の症状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 入院申し込みの時点で要介護認定を受けていない患者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合には、患者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第11条 施設の管理者は介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入院患者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、入院患者及び家族の希望、把握した解決すべき課題、並びに医師の治療方針に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は他の職員との協議で作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画について入院患者又はその家族に説明し、同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。又、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 6 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な意見を求める。
- 7 施設サービス計画は、遅滞なく入院患者に交付する。なお、交付した施設サービス計画は2年間保存す

る。

(サービスの取扱方針)

- 第12条 施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入院患者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行う。
- 2 サービス提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 職員は、サービス提供にあたって、入院患者又はその家族に対して必要事項をわかりやすく説明する。
 - 4 入院患者又は他の入院患者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 6 施設は、自らサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

- 第13条 医師の診療の方針は、厚生労働大臣が定める基準及び次のものとする。
- (1) 診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - (2) 診療にあたっては、入院患者の心身の状況を観察し、入院患者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行う。
 - (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況、並びに日常生活及びその置かれている環境を的確に把握し、入院患者又はその家族に対し適切に指導を行う。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当、適切に行う。
 - (5) 特殊な療法又は新しい療法等は、別に厚生労働大臣が定めるもの以外は行わない。
 - (6) 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用及び処方しない。
 - (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供する事が困難であると認めてときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずる。

(機能訓練)

- 第14条 入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理下における介護)

- 第15条 看護及び医学的管理下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により入院患者を入浴、又は清拭する。
 - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない入院患者について、おむつを適切に交換する。
 - 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 6 入院患者の負担により、施設の従業員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第16条 食事の提供は、栄養、入院患者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。又、入院患者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。
- 2 食事の時間は概ね次の時間とする。

- (1) 朝食 午前8時～
- (2) 昼食 正午
- (3) 夕食 午後6時～

(その他のサービスの提供)

第17条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入院患者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 常に入院患者の家族との連携を図り、入院患者と家族が交流を保てる機会を確保する。

(利用料等の受領)

第18条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、基本的にその1割とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入院患者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1. 通常 居住費 370円(1日あたり) 多床室、1,640円(1日あたり) 従来型個室
第一段階 居住費 0円(1日あたり) 多床室、490円(1日あたり) 従来型個室
第二段階 居住費 370円(1日あたり) 多床室、490円(1日あたり) 従来型個室
第三段階 居住費 370円(1日あたり) 多床室、1,310円(1日あたり) 従来型個室

2. 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。
個室 1,080円(税込)(1日あたり)

3. 通常 食費 1,620円(1日当たり)
第一段階 食費 300円(1日当たり)
第二段階 食費 390円(1日当たり)
第三段階 食費 650円(1日当たり)

4. 前3項のほか、「運営規定別紙1」に掲げる費用を徴収する。

- 4 サービスの提供にあたって、入院患者又はその家族に対してサービスの内容・費用について説明し、同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入院患者に交付する。

第5章 施設利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第20条 入院患者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の指導による療養を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第21条 入院患者が、外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(禁止行為)

第 22 条 入院患者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の事由を犯すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入院患者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全を害すること。
- (4) 指定された場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 23 条 非常災害に備えて設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第 24 条 サービス提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(サービス提供の記録)

第 25 条 入院に際して、入院年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。又退院に際しては、退院年月日を記載する。

- 2 サービスの提供日、具体的なサービス内容、入院患者の状況その他必要な事項を記録する。当該記録は 2 年間保存する。

(入院患者に関する市町村への通知)

第 26 条 入院患者が次の各号にいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 療養の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 入院患者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 4 回

(管理者の責務)

第 28 条 施設の管理者は、施設の職員の管理及び施設サービスの実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。

(衛生管理等)

第 29 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒・感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講ずる。
- 3 食中毒・感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つ。
- 4 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。

(掲示)

第 30 条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 31 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 32 条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護保険者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業員から、施設からの退院者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 33 条 入院患者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入院患者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 34 条 運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 35 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責

に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 36 条 施設サービスに関して他の介護給付等対象サービスと経理を区分するとともに、介護保険の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 37 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入院患者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

第 38 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益社団法人有隣厚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。